



重要事項説明書【低圧】

■小売電気事業者

たんたんエナジー株式会社(登録番号 A0667)
京都府福知山市篠尾新町三丁目79-2

■問合せ先及び受付時間

たんたんエナジー株式会社
電話:0773-45-3061(平日 10時~5時)
URL:<https://tantan-energy.jp/contactus/>

■契約申込方法

・お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

■供給開始予定日

・引越し等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望される日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始した後に当社との需給契約が成立した場合には、電気の使用を開始した日とします。

・他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申し込みをされた後に到来する最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに、スマートメーターの設置工事等、切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。

■料金単価及び料金算定方法

・料金は、基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は電気需給約款に定める燃料費調整額を加えたものといたします。

・お客様が望まれる場合、再生可能エネルギー由来で二酸化炭素排出量がゼロの再エネ100プランを追加で選ぶことができます(特約)。その場合、各プランの料金に再エネ100プランの単価が1kWhごとに加わります。

・最低料金、基本料金単価、電力量料金単価、再エネ100メニュー単価は、下記の単価(税込)といたします。

●ベーシックプラン

		単位	単価
最低料金 (最初の 15kWh まで)		1 契約	432.40
電力量 料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.30
	120kWh をこ え 300kWh ま で		25.50
	300kWh 超過 分		28.10

●ナイトプラン

		単位	単価
基本料金		最初の 6kVA ま で	1 契 約 892.40
		6kVA をこえる 1kVA につき	1kVA 230.80
電 力 量 料 金	夏季	1kwh	平日 10-17 時 27.91
	その他季 節		平日 10-17 時 22.71
	リビング タイム		平日:7-10 時、 17-23 時 休 日:7-23 時 22.71
	ナイトタ イム		平日:23-翌7時 休日:23-翌7時 19.17

●ビジネスプラン

		単位	単価
基本料金		1kVA	300.94
電力量 料金	120kWh まで	1kWh	17.92
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.21
	300kWh 超過 分		24.21

●低圧電力プラン

		単位	単価
基本料金		1kW	602.84
電力量 料金	夏季(7月1日 より9月30 日)	1kWh	21.00
	その他季		20.00

●再エネ 100 プラン(特約)

		単位	単価
電力量料金		1kWh	1.50

- ・休日とは土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。
- ・燃料費調整単価は、毎月、当社ホームページにてお知らせいたします。

■工事に関する費用負担

- ・一般送配電事業者から、託送供給約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に
係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた
金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。

■延滞利息

- ・お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支
払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、電気需給約款第25条をご
参照ください。

■違約金

- ・お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気需給約款に基づき、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

■供給電圧及び周波数

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトといたします。
- ・周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

■計量方法及び料金調定の方法

- ・当社は、一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者とお客さまとの協議により使用電力量を定めます。
- ・料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を「1月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や需給契約の解約等の場合には、電気需給約款にもとづき日割計算いたします。

■料金等の支払方法

- ・料金については毎月、一般送配電事業者から請求される工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。

■託送約款に定める需要家の責任に関する事項

(1)お客さまの土地または建物への立ち入りによる業務の実施

計量器の確認や法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者またはその委託事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

(2)保安に対するお客さまの協力

- ・お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいようお願いいたします。
- ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合
- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3)供給の中止または使用の制限もしくは中止

- ・一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
- ・一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

- ・一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ・その他保安上の必要がある場合

■契約期間

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとし、契約期間満了前までに、お客さままたは当社から書面または電磁的方法による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年間継続されるものいたします。

■契約変更及び解除の申出方法

- ・お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- ・他の小売電気事業者への切替にともなう解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- ・引越し等によりお客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、10日前までに当社に通知していただきます。
- ・契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

■当社からの契約解除

- ・支払期限日を15日経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合等、お客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から電気の需給契約を解約させていただきます。なお、この場合には解約の15日前までに通知いたします。

■他の小売電気事業者から当社への切り替え

- ・他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

■需給契約の変更

- ・当社は、電気需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款の内容およびその効力発生時期をウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

■その他

- ・電気使用量及び電気料金のお知らせ、電気需給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、ウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法により交付いたします。

2023年4月現在